

亀山市告示第149号

亀山市臨時特別定額給付金給付事業実施要綱を次のように定める。

令和2年7月16日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市臨時特別定額給付金給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、国が実施する特別定額給付金給付事業の支給対象とならない令和2年4月28日以後に出生した児童がいる世帯に対し、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うために実施する亀山市臨時特別定額給付金給付事業（以下「臨時特別定額給付金給付事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(給付金の名称)

第2条 臨時特別定額給付金給付事業により市が給付する給付金の名称は、亀山市臨時特別定額給付金（以下「給付金」という。）という。

(給付金の給付対象者)

第3条 給付金の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、令和2年4月28日から令和3年3月31日までの間に出生した児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項第1号に規定する乳児をいう。）であって市の住民基本台帳に記録された者（出生後最初に記録された住民基本台帳が市の住民基本台帳であるものに限る。）とする。

(給付金の給付申請者及び受給者)

第4条 給付金の給付を申請し、及び受給できる者（以下「申請・受給者」という。）は、令和2年4月27日から第6条の規定による給付金の申請の日までの間（以下「対象期間」という。）継

続して、市の住民基本台帳に記録され、給付対象者と同居し、これを監護し、及びこれと生計を同じくする者（当該給付対象者の母又は父に限る。以下この項において同じ。）とする。ただし、令和2年4月27日において市に住民票を移していない者のうち、配偶者等からの暴力を理由に避難し、当該配偶者等と生計を別に行っている者で、対象期間継続して市に居住していると市長が認める者であって、給付対象者と同居し、これを監護し、及びこれと生計を同じくする者は、申請・受給者とすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、前項の規定により申請・受給者となった者が死亡した場合その他当該申請・受給者に給付金を給付することが困難であると市長が認める場合は、給付対象者と同居し、これを監護し、及びこれと生計を同じくする者を申請・受給者とすることができる。

（給付金の額）

第5条 給付金の額は、給付対象者1人につき10万円とする。

（給付申請）

第6条 給付金の給付を受けようとする申請・受給者は、給付対象者の出生した日の翌日から起算して2月を経過する日（以下「申請期限」という。）までに、亀山市臨時特別定額給付金給付申請書兼請求書（別記様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、申請期限までに提出をすることができない特別な事情があると市長が認める場合は、当該申請期限を延長することができる。

- 2 申請・受給者の本人確認は、個人番号カード、運転免許証、健康保険証、年金手帳等の写し（以下「本人確認書類」という。）により行い、当該本人確認書類は、申請・受給者が申請書に添付するものとする。

- 3 給付金の振込先口座（申請・受給者を名義人とする金融機関（全国銀行資金決済ネットワークに接続されている日本国内金融機関

に限る。)の口座に限る。以下同じ。)の確認は、金融機関の通帳、キャッシュカード、インターネットバンキングの画面等の写し(以下「口座確認書類」という。)により行い、当該口座確認書類は、申請・受給者が申請書に添付するものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(給付決定等)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めた場合は、給付金の給付を決定し、亀山市臨時特別定額給付金給付決定通知書により当該申請・受給者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により給付金の給付の決定をしたときは、当該給付金の給付を、申請書に記載された給付金の振込先口座への振込により行う。

3 給付金の給付は、給付対象者1人につき1回に限るものとする。

(給付申請の取下げ)

第8条 前条第2項の規定により給付金を給付する際に申請書に不備があることにより振込みができないために市長が申請・受給者に当該申請書の補正を命じたにもかかわらず補正が行われなかったことその他申請・受給者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該申請書に係る申請は取り下げられたものとみなす。

(給付申請を行わなかった場合の取扱い)

第9条 申請期限までに第6条第1項の規定による申請を行わなかった申請・受給者は、給付金の受給を辞退したものとみなす。

(給付決定の取消し)

第10条 市長は、給付金の給付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該給付金の給付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたとき。

(2) その他市長が適当でないと認めたとき。

(給付金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により給付金の給付の決定を取り消したときは、期限を定めて、当該決定を取り消した者に対し、給付した給付金の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第12条 給付金の給付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、臨時特別定額給付金給付事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年8月1日から施行する。

(令和2年4月28日からこの告示を施行する日までの間に出生した給付対象者に係る申請期限の特例)

2 令和2年4月28日からこの告示を施行する日までの間に出生した給付対象者に係る給付金の申請期限については、第6条第1項の規定にかかわらず、この告示の施行の日の翌日から起算して2月を経過する日とする。

(失効)

3 この告示は、令和3年6月30日限り、その効力を失う。

(準備行為)

4 この告示の施行に関し必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

番 号		確認1	確認2
住 所			
氏 名	様		

申請日 年 月 日

亀山市長 様

亀山市臨時特別定額給付金給付申請書兼請求書

◆申請・受給者

住所	亀山市		
フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名	Ⓜ	連絡先	※国等に連絡可能な電話番号を記載してください。

◆対象児童 (出生した児童)

フリガナ		生年月日	
氏名			
フリガナ		生年月日	
氏名			

◆振込先口座(申請・受給者名義の口座の記載をお願いします。)

銀行・農業協同組合・信用金庫等を指定の方

金融機関名	1.銀行 4.信連 2.金庫 5.農協 3.信組	支店名	本・支店 本・支所 出張所
金融機関コード		支店コード	
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
口座名義人 (カナ)			

ゆうちょ銀行を指定の方

通帳記号	1	0 ※	通帳番号	
口座名義人 (カナ)				

通帳記号が6桁の場合は、※欄に記入してください。また、通帳番号は、左詰めで記入してください。

下記の事項に同意の上、本人確認書類及び口座確認書類を添えて申請します。

【同意事項】

- ・受給資格の確認に当たり、市区町村の保有する公簿等で確認が行われること。
- ・この申請書の記載に不備があることで振り込みが完了せず、給付対象者の出生した日の翌日から起算して2月を経過する日を過ぎても確認ができない場合、この申請が取り下げられたものとみなされること。

添付書類をこちらに貼り付けてください。

●申請・受給者本人確認書類（例 運転免許証、個人番号カード、健康保険証等の写し）

●振込先口座確認書類（例 通帳、キャッシュカード、インターネットバンキングの画面等の写し）  
\*銀行名、支店名、口座番号及び口座名義人の記載があること